

■ Article ■

民法「相続編」改正法案の動向

日本大学法学部教授 大久保 拓也

一 高齢化社会と民法改正

高齢化社会になった日本では、配偶者の一方の死亡後に残された他方配偶者の生活への配慮が求められる状態が続いている。しかし、現行相続法制は、昭和55（1980）年の改正以降実質的見直しはされてこなかったため、高齢化社会の進展という社会情勢の変化に十分対応しきれていない状態である。そこで法務省の法制審議会民法（相続関係）部会で相続制度の見直し議論を取りまとめ、法制審議会第180回会議（平成30年2月16日開催）で「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」として可決された。それにもとづく「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という）が国会に提出されている（平成30年3月13日）。本稿執筆時点ではまだ法律案は可決されていないため、本稿では法律案で紹介する。

二 配偶者の居住権を保護するための方策

1. 配偶者短期居住権

(1) 見直しの必要性

配偶者の一方（A：被相続人）が死亡した場合に、他方の配偶者（B：生存配偶者）は、それまで居住してきた建物に引き続き居住することを希望するのが通常である。特に、Bが高齢者である場合には、その居住権を保護する必要性は高まっていると考えられる。

しかし、BがAの許諾を得てA所有の建物に居住していた場合には、Bの地位は、Aの占有補助者としてその建物に居住しているにすぎないため、Aの死亡によりその占有補助者としての資格を失うという問題が生じる。これについてAの許諾を得てAの建物で同居してきたときは、当事者間の合理的意思表示に基づいて、相続開始から遺産分割終了までの間、無償の短期居住権が認められると解されている（最判平成8年12月17日・民集50巻10号2778頁）。

しかし、Aが明確にこれとは異なる意思を表示していた場合、例えばAがその居住建物を第三者Cに遺贈した場合には、Bの短期的な居住権は保護されないことになる。

(2) 配偶者短期居住権の新設

そこで法律案は、配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、所定の区分に応じて一定の期間、居住建物の所有権を相続または遺贈により取得した者（居住建物取得者）に対し、居住建物を無償

で使用する権利を有する「配偶者短期居住権」の新設を提案する(民法改正案1037条)。これは、相続開始から遺産分割によって居住建物の帰属が確定するまでの間の比較的短期間について、配偶者(B)がその居住建物を無償で居住することを認めるという制度である。

この権利については、①用法に従った善管注意義務(従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって居住建物を使用しなければならない。民法改正案1038条)、②必要費及び有益費の負担(民法改正案1041条による600条、1034条等の準用))が求められる。

2. 配偶者居住権

(1) 見直しの必要性

平均寿命が伸長している現代では、相続開始時点で配偶者が高齢である場合に、その後も長期間にわたり住み慣れた居住環境での居住権を確保する必要がある。被相続人Aが死亡し、生存配偶者Bと子Cがいる事例で考えると、現行法下では、配偶者Bが従前居住していた建物に住み続けたいという希望を有する場合には、①Bがその建物の所有権を取得するか、②その建物の所有権を取得した他の相続人Cとの間で賃貸借契約等を締結することが考えられる。しかし、①は、居住建物の評価額が高額となり、Bがそれ以外の遺産を取得することができなくなってその後の生活に支障を来す場合も生じ得ることになる。また、②は、BとCとの間で賃貸借契約等が成立することが前提となるため、契約が成立しなければ、Bの居住権は確保されないことになる。

(2) 配偶者居住権の新設

そこで法律案は、被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、または②配偶者居住権が遺贈の目的とされたときについて、その居住建物の全部について無断で使用及び収益をすることができる「配偶者居住権」の新設を提案する(民法改正案1028条)。すなわち、相続開始の時に被相続人(A)所有の建物に居住していた配偶者(B)は、①共同相続人間の合意があるときや②配偶者の申出により、家庭裁判所が配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めた場合に、Bに配偶者居住権が認められる(民法改正案1029条)。

配偶者居住権について、安心して居住し続けられるように、居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し、配偶者居住権設定の登記を備えさせる義務を負うこととし、Bが登記したときに配偶者居住権について第三者に対抗することができることになる(民法改正案1031条)。

三 遺産分割に関する見直し

1. 配偶者の相続分の見直し

(1) 見直しの必要性

A・Bが協議離婚する場合には、離婚した相手方に対し財産分与を請求でき(民法768条1項)、これに当たって家庭裁判所は、配偶者の貢献の程度を実質的に考慮して財産の分配を定めるものとされている(同条3項)。

これに対して、Aが死亡し、配偶者B及び子Cが相続する場合には法定相続によることとなる(民法900条1号:配偶者と子の場合、各2分の1)。相続では相続財産を巡る紛争は先鋭化しやすいため、権利関係について画一的に処理する必要性に配慮したものであるが、Aと長年同居して日常生活を支えてきたBの貢献は反映されない(民法904条の2の寄与分で考慮されるのみ)。

(2) 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈・贈与

現行民法では相続人の中に、被相続人から遺贈や贈与で特定の財産を譲り受けた者(特別受益者)がいる場合に、その遺贈・贈与の価額を相続財産の価額に加えて各相続人の相続分を決める(民法903条1項)としつつ、被相続人がこれと異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有することになる(同条3項)。

これについて法律案は、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について民法903条1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する旨の規定を追加する(民法改正案903条4項)。そうすることで他方配偶者Bの相続分に配慮しようとするのである。

2. 遺産分割前における預貯金債権の仮分割

(1) 見直しの必要性

最大決平成28年12月19日・民集70巻8号2121頁により、共同相続された預貯金は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されず、遺産分割の対象となると判例変更された。しかし被相続人の葬儀費用等のために、相続された預貯金を引き出す必要がある場合も見受けられる。

(2) 仮分割制度

これについて法律案は、預貯金債権の仮分割の制度を認めるとともに(家事事件手続法改正案200条3項)、各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の3分の1に一定の基準での規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額については、単独でその権利を行使することができることとする(民法改正案909条の2)。

四 遺言制度に関する見直し

1. 自筆証書遺言

(1) 見直しの必要性

近年、遺産分割が円滑に行われるように配慮して、自筆証書遺言は増加している。自筆証書遺言について、民法は、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない(民法968条1項)とする。また、自筆証書中の加除等の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければならない(同条2項)。こうした厳格な要式に合致しない遺言書は無効となるが、パソコンの普及した現在では方式の緩和が求められていた。

(2) 自筆証書遺言の方式の緩和

法律案は、次のような規律を加えるものとする(民法改正案968条2項)。すなわち、民法968条1項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

このように、法律案ではすべてを自書するのではなく、財産目録を添付する方式へと緩和するものである。

2. 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

(1) 見直しの必要性

自筆証書遺言は、作成後に遺言書が紛失し、又は相続人によって隠匿若しくは変造されるおそれがあり、そのような裁判例もみられるところである。また、相続人は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内」に、相続の承認又は放棄をしなければならない(民法915条1項)ため、遺言書の存在を的確に把握する必要がある。

(2) 法務局における遺言書の保管

そこで「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」が新設される予定である。この法律案は、自筆証書遺言を作成した者が法務局に遺言書(無封のものに限る)の保管を委ねることができる制度の創設を提案する。相続人、受遺者及び遺言執行者は相続開始後に、保管されている遺言書を閲覧し、又は遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができ(同法律案9条)、ここで保管された遺言書について、家庭裁判所の検認(民法1004条1項)を要しないものとされる(同法律案11条)。

五 遺留分制度に関する見直し

1. 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直しの必要性

現行法上は、減殺請求により当然に物権的効果が生ずることとされている。「物権的効果」とは、遺贈又は贈与の目的財産が特定物である場合には、減殺請求によって、遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利は、その限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する（最判昭和51年8月30日・民集30巻7号768頁）ものであるから、減殺請求の結果、遺贈又は贈与の目的財産は受遺者又は受贈者と遺留分権利者との共有になることが多い。

しかし、被相続人Aが創業した会社の経営権（その基となる株式の大半）を長男Cに継がせるために遺贈しても、他の相続人（配偶者Bや他の子D）から遺留分減殺が行使されると、その者との間で株式の共有状態となり、共有関係の解消を巡って新たな紛争を生じるという問題が指摘されている。

2. 遺留分侵害額請求権

法律案は、遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め、遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることを提案する（民法改正案1046条1項）。

六 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1. 見直しの必要性

A・B夫婦は、Aの父親Cと同居していた。B（嫁）は長年Cの療養看護に努めてきたものであり、介護施設に入居するのに比べて費用が節減できていた。しかし、Cが死亡した時、Bは相続人ではない。現行法上、寄与分は、相続人にのみ認められているため（民法904条の2）、遺産分割手続において、相続人でないBが寄与分や何らかの財産の分配を請求することはできない。

このような場合に、被相続人Cの療養看護等を全く行わなかった相続人（Aの兄弟姉妹D・E等）が遺産の分配を受け一方で、実際に療養看護等に努めたBが遺産の分配に与れないことについては、不公平感を覚える者が多いとの指摘がある。

2. 特別の寄与

そこで法律案は、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び民法891条（相続人の欠格事由）に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。これを「特別寄与者」という）

は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができるという規定を新設する（民法改正案1050条）。

◀ 関連ホームページ ▶

- 法務省ホームページ「法制審議会－民法（相続関係）部会」
<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500030.html>
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html
- 法務局における遺言書の保管等に関する法律案
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00241.html

以上